



第7期旭市障がい福祉計画 第3期旭市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

旭市



目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨-----	1
2. 計画の位置づけ-----	2
3. 計画の対象-----	4
4. 計画期間-----	5
5. 計画策定体制-----	5

第2章 障がい者をめぐる現況

1. 障がい者数の状況-----	6
2. サービス利用の状況等-----	8

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念-----	15
2. 施策の基本方針及び体系-----	16

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 計画の目標値の設定-----	18
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行-----	19
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築-----	20
(3) 地域生活支援の充実-----	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行等-----	23
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等-----	24
(6) 相談支援体制の充実・強化等-----	25
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る 体制の構築-----	26
(8) 発達障がい者等に対する支援-----	27
2. 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保の方策-----	28
(1) 訪問系サービス-----	29
(2) 日中活動系サービス-----	31
(3) 居住支援・施設系サービス-----	34
(4) 相談支援-----	35
(5) 自立支援医療及び補装具-----	36
(6) 地域生活支援事業-----	37
(7) 障害児通所支援等-----	45

第5章 計画の推進

1. 関係機関との連携強化-----	47
2. 計画の推進・評価体制-----	47

*「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、法令等に基づくもの、固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

1. 計画策定の趣旨

本市の障がい者施策については、平成19年3月に「第1次旭市障害者計画／第1期障害福祉計画」を策定し、その後、計画の進捗状況や効果を定期的に評価しながら、5年毎に「障害者基本法」に基づく障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定める障害者計画を策定し、障がいの有無に関わらず、人格や個性が尊重され、いきいきと暮らしていける社会の実現を目指し、「ともに生きるまち、あさひ」を基本理念として取り組んできました。

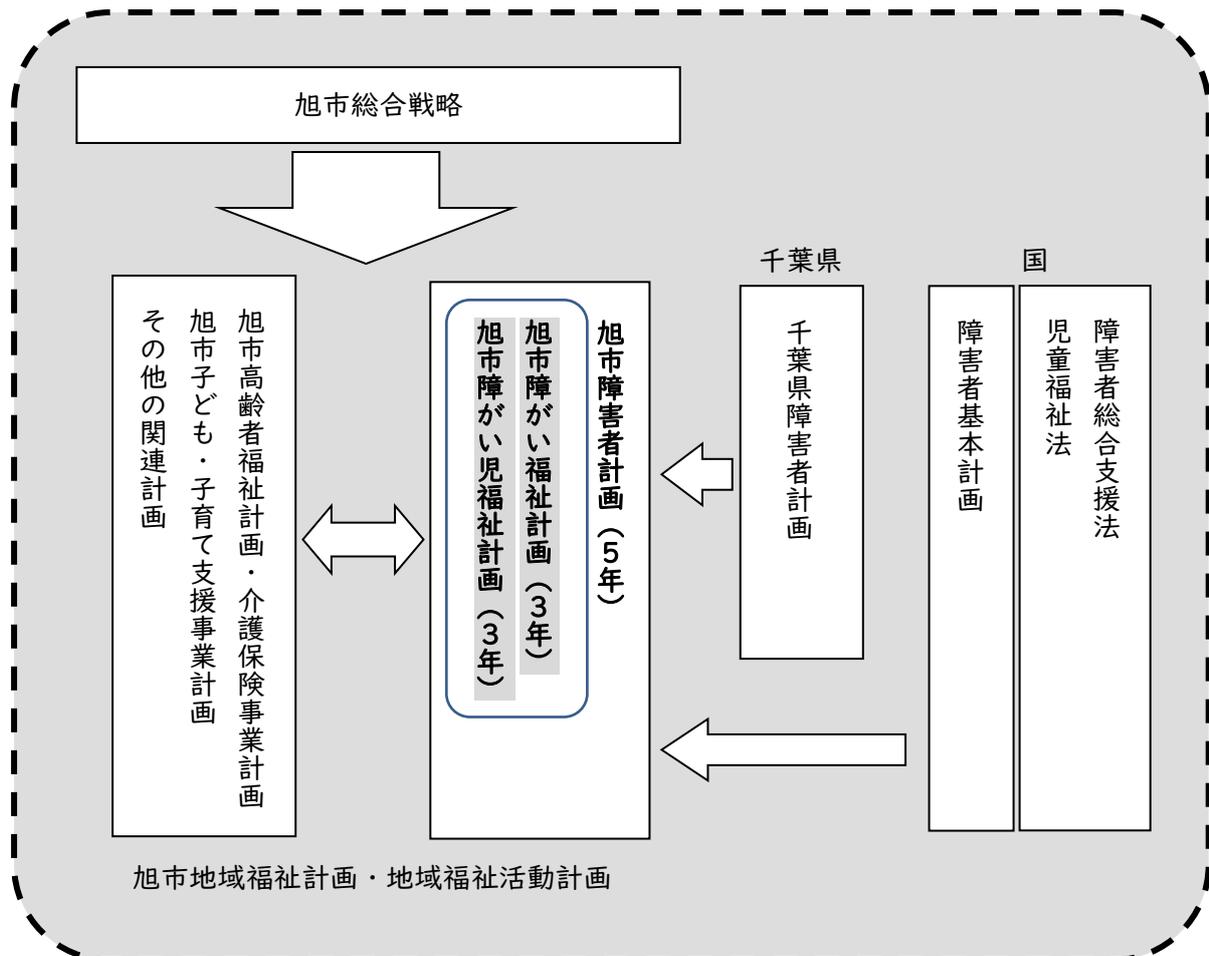
一方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定めるため、3年毎に障害福祉計画を策定してきました。

本市では、令和3年3月に策定した「第6期旭市障害福祉計画・第2期旭市障害児福祉計画」（以下、「前計画」という。）が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画の進捗状況や数値を検証するとともに、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域に必要な「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における数値目標の設定及び各年度の見込量を定め、サービスの提供体制の確保や推進のため、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とした「第7期旭市障がい福祉計画」と「第3期旭市障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同時に「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「旭市障がい児福祉計画」を一体的なものとして、また、旭市総合戦略をはじめ、旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画等、その他関連する計画と調和を図りつつ策定するものです。



○障害者総合支援法 第 88 条

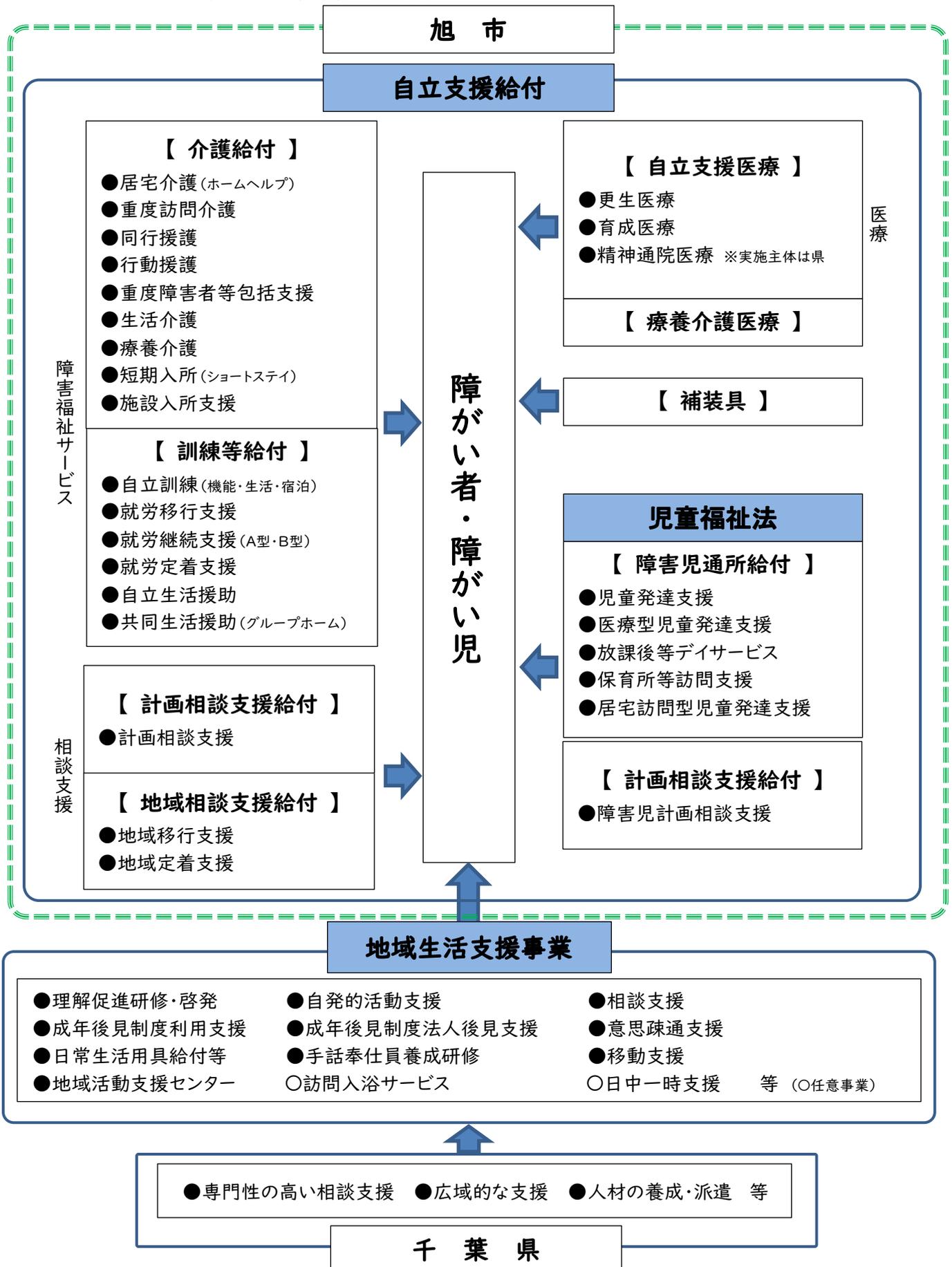
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

障害福祉サービスによる自立支援システム等の構築は、次に示すとおりです。

■総合的な自立支援システム等構築の概念図



3. 計画の対象

本計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

身体障がいのある人

「身体障害者福祉法」において、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸・小腸、肝臓もしくは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人をいいます。

知的障がいのある人

発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障がいのある人をいいます。

精神障がいのある人

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人をいいます。

発達障がいのある人

「発達障害者支援法」において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現し、日常生活または社会生活に制限を受ける人をいいます。

難病患者

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする人をいいます。

4. 計画期間

障害福祉計画は、国の定める基本指針により、3年を一期として作成することを基本としつつ、地域の実情や報酬改定、制度改正等の影響を考慮し、柔軟な期間設定が可能とされています。本市計画は、国の定める3か年(令和6年度から8年度まで)を計画期間とします。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次旭市障害者計画	5か年				
第7期旭市障がい福祉計画 第3期旭市障がい児福祉計画			3か年		

5. 計画策定体制

(1) 旭市地域自立支援協議会による検討

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉に関する支援体制の協議などを行うために市が設置している「旭市地域自立支援協議会」において検討を行いました。

(2) 市民からの意見募集

本計画(素案)の社会福祉課での閲覧及び旭市ホームページへの掲載を行い、広く市民の意見を募集しました(パブリックコメント)。更に、その内容を計画策定に反映させるとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表しました。

1. 障がい者数の状況

(1) 国・県との比較

■障がい者数の状況

	旭市	千葉県	国
人口	63,067人	6,307,470人	126,443,180人
身体障害者手帳所持者数	1,775人 2.81%	177,883人 2.82%	4,977,249人 3.94%
療育手帳所持者数	559人 0.89%	48,224人 0.76%	1,178,917人 0.93%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	527人 0.84%	52,237人 0.83%	1,180,269人 0.93%
精神通院医療受給者数	1,029人 1.63%	88,463人 1.40%	- -

(令和5年4月1日現在) (人口：令和5年4月1日現在) (人口：令和3年10月1日現在)
(その他：令和5年3月31日現在)(手帳：令和3年3月31日現在)
※精神通院医療受給者数は、千葉市を除く。

(2) 手帳所持の状況

■身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	1,911	1,854	1,884	1,896	1,887	1,775

(各年4月1日現在)

■年齢別・障がい部位別身体障害者手帳所持者数

(人)

	総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語等機能障がい	肢体不自由	内部障がい						
						心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう・直腸機能障がい	免疫機能障がい	小腸機能障がい	肝臓機能障がい
18歳未満	51	0	3	1	36	3	0	2	4	0	0	2
18～65歳未満	544	40	28	8	287	59	91	2	17	10	0	2
65歳以上	1,180	76	75	18	538	264	94	23	88	2	1	1
合計	1,775	116	106	27	861	326	185	27	109	12	1	5

(令和5年4月1日現在)

■年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	32	7	7	4	0	1	51
18～65歳未満	235	92	64	86	36	31	544
65歳以上	414	169	175	309	51	62	1,180
合計	681	268	246	399	87	94	1,775

(令和5年4月1日現在)

■療育手帳所持者数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	503	512	530	538	546	559

(各年4月1日現在)

■年齢別・等級別療育手帳所持者数 (人)

	総数	重度	中軽度
18歳未満	140	24	116
18～65歳未満	388	132	256
65歳以上	31	16	15
合計	559	172	387

(令和5年4月1日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	399	424	466	491	505	527

(各年4月1日現在)

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

	総数	1級	2級	3級
所持者数	527	94	325	108

(令和5年4月1日現在)

■精神通院医療受給者数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	847	893	946	1,050	1,005	1,029

(各年4月1日現在)

2. サービス利用の状況等

(1) 訪問系サービス

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	延べ利用時間	1,223 時間	1,053 時間	1,225 時間	1,102 時間	1,227 時間	1,121 時間
	実利用者数	80 人	75 人	80 人	77 人	80 人	79 人
重度訪問介護	延べ利用時間	1,754 時間	1,423 時間	1,754 時間	972 時間	1,754 時間	846 時間
	実利用者数	4 人	3 人	4 人	3 人	4 人	3 人
同行援護	延べ利用時間	47 時間	40 時間	47 時間	41 時間	47 時間	44 時間
	実利用者数	4 人	5 人	4 人	6 人	4 人	6 人
行動援護	延べ利用時間	30 時間	18 時間	30 時間	20 時間	30 時間	19 時間
	実利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間	0 時間					
	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※各年度の実績数値は、月の平均値（令和5年度は、8月利用までの平均値）です。

(2) 日中活動系サービス

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	延べ利用日数	3,544 日	3,434 日	3,638 日	3,435 日	3,734 日	4,240 日
	実利用者数	194 人	185 人	204 人	186 人	214 人	183 人
自立訓練 (機能訓練)	延べ利用日数	23 日	0 日	23 日	0 日	23 日	10 日
	実利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	延べ利用日数	36 日	47 日	36 日	36 日	36 日	9 日
	実利用者数	6 人	7 人	6 人	5 人	6 人	1 人
就労移行支援	延べ利用日数	184 日	262 日	184 日	214 日	184 日	130 日
	実利用者数	11 人	15 人	11 人	12 人	11 人	7 人
就労継続支援 (A型)	延べ利用日数	69 日	84 日	69 日	88 日	69 日	133 日
	実利用者数	4 人	6 人	4 人	6 人	4 人	6 人
就労継続支援 (B型)	延べ利用日数	2,417 日	2,165 日	2,506 日	2,200 日	2,599 日	3,185 日
	実利用者数	134 人	135 人	136 人	135 人	138 人	158 人
就労定着支援	実利用者数	5 人	3 人	7 人	6 人	8 人	9 人
療養介護	実利用者数	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	7 人
短期入所 (福祉型)	延べ利用日数	228 日	111 日	228 日	124 日	228 日	105 日
	実利用者数	15 人	9 人	15 人	11 人	15 人	17 人
短期入所 (医療型)	延べ利用日数	13 日	4 日	13 日	4 日	13 日	13 日
	実利用者数	4 人	2 人	4 人	1 人	4 人	3 人

※各年度の実績数値は、月の平均値（令和5年度は、8月利用までの平均値）です。

(3) 居住支援・施設系サービス

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	3人	2人	3人	2人	3人	1人
精神障がい者の自立生活援助	2人	1人	2人	1人	2人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	82人	88人	82人	93人	83人	106人
精神障がい者の共同生活援助	36人	37人	36人	39人	37人	44人
施設入所支援	65人	63人	64人	60人	64人	57人

※各年度の実績数値は、月の平均値（令和5年度は、8月利用までの平均値）です。

(4) 相談支援

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	110人	113人	115人	116人	119人	121人
地域移行支援	2人	1人	2人	1人	2人	0人
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人	1人	0人
地域定着支援	2人	2人	2人	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人	2人	1人	2人	1人	2人

※各年度の実績数値は、月の平均値（令和5年度は、8月利用までの平均値）です。



(5) 地域生活支援事業

【 必須事業 】

① 理解促進研修・啓発事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業数	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

② 自発的活動支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業数	1事業	2事業	1事業	2事業	1事業	2事業
ピアサポーター派遣回数	24回	0回	24回	8回	24回	10回
ピアサポート個別相談回数	6回	6回	6回	12回	6回	6回

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

※ピアサポート活動事業は令和3年度から実施。派遣についてはコロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和4年7月より開始。

③ 相談支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

地域自立支援協議会	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
設置数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

※相談支援事業を行う委託事業者の事業計画等について評価を行う。

④ 成年後見制度利用助成事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数	6人	4人	6人	2人	7人	2人

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（広域で実施）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業数	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数	3人	4人	3人	4人	4人	4人
延べ件数	28件	51件	28件	54件	30件	30件

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

要約筆記者派遣事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数	-	0人	-	0人	-	1人
延べ件数	-	0人	-	0件	-	1件

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

※本事業は令和3年度から実施。

重度ALS患者入院時 コミュニケーション支援事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数	-	0人	-	0人	-	0人

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑦ 日常生活用具給付等事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マット等)	5件	7件	5件	3件	5件	3件
自立生活支援用具 (入浴補助用具、便器等)	15件	11件	15件	4件	15件	7件
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	10件	2件	10件	5件	10件	6件
情報・意思疎通用具 (点字器、ポータルコーダー等)	10件	6件	10件	6件	10件	1件
排泄管理支援用具 (ストーマ装具、紙おむつ等)	1,972件	1,919件	1,986件	1,829件	2,000件	1,085件
住宅改修費	1件	1件	1件	0件	1件	1件

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（広域で実施）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施事業数	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業
実参加人数	10人	0人	10人	0人	10人	5人

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑨ 移動支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施箇所数	9箇所	10箇所	9箇所	9箇所	9箇所	8箇所
実利用者数	54人	59人	57人	67人	60人	65人
延べ利用時間数	6,348.0時間	6,054.5時間	7,428.0時間	7,163.5時間	8,508.0時間	3,905.0時間

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑩ 地域活動支援センター事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
I型	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	29人	36人	31人	21人	33人	21人
II型	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
III型	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	7人	5人	7人	4人	7人	6人

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

【 任意事業 】

⑪ 訪問入浴サービス事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数	3人	1人	3人	1人	3人	2人

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

※令和5年度より対象者を障がい児にも拡充。

⑫ 日中一時支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施箇所数	26箇所	27箇所	26箇所	28箇所	26箇所	28箇所
実利用者数	58人	56人	59人	77人	60人	62人
延べ利用回数	5,089回	6,081回	4,927回	7,506回	4,765回	3,267回

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

⑬ 知的障害者親権委託制度

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

(6) 障害児通所支援等

(人)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	実利用者数	51	36	51	43	51	50
	延べ利用人数	327	192	327	226	327	273
放課後等 デイサービス	実利用者数	78	86	80	99	82	114
	延べ利用人数	986	1,066	1,139	1,173	1,292	1,405
保育所等訪問支援	実利用者数	5	1	6	2	7	3
	延べ利用人数	7	2	9	2	10	3
居宅訪問型児童発達 支援	実利用者数	0	0	0	0	0	1
	延べ利用人数	0	0	0	0	0	1
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延べ利用人数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	57	50	60	62	63	66

※各年度の実績数値は、月の平均値（令和5年度は、8月利用までの平均値）です。

(人)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置人数	1	0	1	0	1	0

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

1. 基本理念

旭市総合戦略では、基本目標を「結婚・出産・子育ての希望がない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」とし、特に障がい者施策については「障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら、自立した生活、ともに活躍できる地域づくりに取り組みます。」と、この施策の目指す姿を示しています。

計画の推進にあたり、総合戦略における施策の方向性を踏まえ、本市の豊かな自然環境や障がい福祉の先進地域としての歴史的背景など、本地域の特性のうえに、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていける社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、「ともに生きるまち、あさひ」の実現を目指します。

※本計画は、障がい者施策の基となる障害者計画の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。
そのため、第4次旭市障害者計画の基本理念に即し、策定しています。

■障害者計画の理念(将来像)

本市の状況等を踏まえ、市全体で連携・協働し、障がいのある人の社会参加と住み慣れた地域で自立できる社会に向けて、以下の基本理念を掲げています。

《 基本理念 (将来像) 》

ともに生きるまち、あさひ

ノーマライゼーションとリハビリテーション

ノーマライゼーションとは、障がいのある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整えるなど、あらゆる人がともに暮らしていける社会こそ正常な社会であると考え、そのような社会づくりを目指すことです。

リハビリテーションとは、機能障がいの改善や機能の維持に加え、障がいのある人が住み慣れた地域で人々と交流しながら、生きがいを持って自立した生活を営むことができるよう、社会全体の改善を進めることです。

2. 施策の基本方針及び体系

障害者計画の理念「ともに生きるまち、あさひ」の実現を図るため、障害者総合支援法に基づく福祉サービスや保健・医療サービスの確保、思いやりや支え合える地域づくりなど、地域でともに暮らすための環境を創造します。また、療育・保育や教育の充実、就労対策、社会参加の促進を図るとともに、バリアフリーのまちづくりや災害対策、安心して暮らし、活動できる生活環境を整えるなど、障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、ともに活躍できる地域づくりを進めます。

■「ともに生きるまち、あさひ」を実現するために

共生社会の実現に向けた障がいへの理解促進

- ・意識啓発・広報の推進
- ・福祉に携わる人材の育成・確保
- ・福祉教育の充実

障がいのある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障がいのある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に係る意識啓発を行い、障がいへの理解の推進を図ります。また、福祉人材の確保やボランティア活動の活性化を目指し、市民が福祉に興味関心を持てるような取り組みを推進します。

自立した生活を支える制度や支援の充実

- ・相談・情報提供の充実
- ・権利擁護の推進
- ・経済的支援の推進
- ・障がい者家族への支援の充実

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度等の権利擁護の取り組みや経済的な支援を推進します。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげられるような相談支援の体制づくりを推進します。



保健・医療・福祉サービスの充実

- ・障がい者保健対策の推進
- ・福祉サービスの充実
- ・障がい者医療サービスの確保

障がいのある人やその家族が安心して生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。また、地域移行や介助者の負担軽減につながるよう、居住基盤の整備や移動手段の確保等を推進します。

障がいに応じた教育や就労・社会参加の促進

- ・雇用・就業の促進
- ・療育・教育の充実
- ・社会参加の促進
- ・スポーツ・文化活動の促進

一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう、療育・教育から就労まで切れ目のない一貫した支援を図ります。また、社会参加の促進に向け、活動を支援する人材の確保や参加しやすい活動の場の充実、図書館等の施設を利用しやすい環境づくり等を推進します。

安心できる生活環境の整備

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・防災・安全対策の強化

障がいのある人だけではなく、市民全員にとって住みよい生活環境の整備に向け、ハード面・ソフト面両面のバリアフリー化を推進し、福祉のまちづくりを目指します。また、災害時に障がいのある人が孤立しないよう、地域のネットワークづくりを推進します。



1. 計画の目標値の設定

国の基本指針において、令和8年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。本計画では、国の定める基本指針を踏まえ、本市における過去の実績を勘案し、目標値を設定します。

■障がい者数の推計

(人)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	63,067	63,235	62,847	62,455
身体障害者手帳所持者数	1,775	1,793	1,773	1,753
療育手帳所持者数	559	579	591	603
精神障害者保健福祉手帳所持者数	527	553	579	605
精神通院医療受給者数	1,029	1,063	1,097	1,131

※人口：令和5年は4月1日現在（住民基本台帳人口）。

令和6年以降は、第2期総合戦略市独自推計に基づく人口推計及び推計値。

※その他：令和5年は4月1日現在

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

令和8年度末までに「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」及び「令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること」を基本として、成果目標を設定する。

令和4年度末時点での施設入所者数は57人でした。令和8年度末までの4年間に入退所・死亡などの増減があると思われませんが、本市の実情を踏まえ、3人の地域生活移行を目指すとともに、施設入所者数については4人の削減で53人とします。地域での自立した生活を希望する人が安心して暮らすことができるよう、地域生活支援拠点等を活用した支援体制の整備を推進します。また、支援の質の向上が図れるよう、事業者等と適切に連携していきます。

成果目標

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	57人	
目標値：地域生活移行者数	3人 (5.3%)	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
目標値：施設入所者の削減人数	4人 (-7.0%)	(A)の時点から、令和8年度末までの施設入所者の削減目標数
令和8年度末時点の施設入所者数	53人	



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、目標値を設定する。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉関係者等による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築のための協議の場において、多角的な視点を統合し、包括的・継続的な体制構築に向けた協議を行います。また、開催の目的を明確にし、参加者が共通認識を持って取り組むことができるよう努めていきます。

精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図るなど、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

成果目標

項 目		数 値
令和 8 年度における精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均		325.3 日以上
令和 8 年度末の一年以上長期入院患者のうち、地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	65 歳以上	7 人
	65 歳未満	4 人
令和 8 年度における精神病床入院後の早期退院率	3 か月時点	68.9%以上
	6 か月時点	84.5%以上
	1 年時点	91.0%以上

*精神障害にも対応した地域包括ケアシステム:

精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されているシステムのこと。

活動指標

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1(1)	1	1	1	回/年
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者人数	8(8)	8	8	8	人/回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1(0)	1	1	1	回/年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0(0)	1	2	3	実人/月
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2(2)	1	2	2	実人/月
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	53(44)	50	53	56	実人/月
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1(1)	1	1	1	実人/月
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	5(5)	3	2	1	実人/月

※利用者数（ ）内の数値は、8月利用までの平均値です。

※その他の（ ）内の数値は、9月までの実績です。



(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する人に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

令和3年度に設置した地域生活支援拠点等*については、令和5年度からコーディネーターを配置しています。今後も登録事業者の協力を得て、拠点機能の拡充に努めるとともに、利用者登録について更に周知を図っていきます。

強度行動障がい者を有する人の支援体制を整備するため、障害支援区分認定調査の行動関連項目や、療育手帳所持者の状況把握に努めることにより、支援を必要とする人及び支援ニーズの把握に努めていきます。

地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点の支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行うとともに地域の支援体制の整備について検討していきます。

活動指標

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等*の設置箇所数	1箇所	令和3年度設置
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	1人	令和5年度から配置
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上	地域自立支援協議会において実施
強度行動障がい者の状況、支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する検討	実施	

*地域生活支援拠点等の整備：

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業所の利用者数の目標値を、令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用終了後の、一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業の推進により、障がい者の適性に応じて福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、就労後に就労定着支援を利用することにより、就労に伴う困りごとなどに対する支援につなげます。就労移行支援については、一般就労へ移行後の再利用や利用者の状況による期間延長など、柔軟な対応をしていきます。

成果目標

項目		就労移行者数 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)	比率	基本指針
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、一般就労への移行者数		3人	6人	2.00倍	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
内 訳	就労移行支援	2人	3人	1.50倍	令和3年度の移行実績の1.31倍以上
	就労継続支援(A型)	0人	1人	-	令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上
	就労継続支援(B型)	1人	2人	2.00倍	令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者の割合が5割以上		-	1事業所	5.0割	令和5年9月末現在の就労移行支援事業所数[2]の5割
就労定着支援利用者数		4人	6人	1.50倍	令和3年度の就労定着支援利用者[4]の1.41倍以上
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上		-	1事業所	5.0割	令和5年9月末現在の就労定着事業所数[2]の2.5割

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置する。
- 令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。
- 令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

児童発達支援センターについては、すでに1箇所設置（ロザリオ発達支援センターふたば保育園）されています。

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所が、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場において集団生活への適応のための支援に連携・協力できるよう、必要に応じたサービス量の確保に努め、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、単独での設置は難しいことから、市内事業者や受け入れ実績のある圏域内事業者と連携し、身近な地域での支援体制の充実が図れるよう取り組みます。

地域自立支援協議会こども部会を活用した医療的ケア児を含む障がい児支援に関する協議の場を継続的に開催し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。また、重症心身障がい児・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援につながるよう努めます。

活動指標

(人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	1	1

※令和5年度の数値は、9月末現在の実績です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 市町村において、基幹相談支援センターを設置する。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。【新規】

引き続き、既存の基幹相談支援センターを活用し、障がいの種別や各種ニーズに対する総合的、専門的な相談支援を実施していきます。

また、地域自立支援協議会においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の検討や、相談支援体制についての検証・評価を行い、障がい者やその家族、地域住民にとってアクセスしやすい相談体制の充実・強化を図っていきます。

活動指標

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター		1(1)箇所	1箇所	1箇所	1箇所
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	実施	実施	実施
地域の 相談支 援体制 の強化	相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	8(5)件	6件	6件	6件
	相談支援事業所の人材育成の支援件数	8(5)件	6件	6件	6件
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	8(5)回	6回	6回	6回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	2(0)回	4回	4回	4回
	主任相談支援員の配置数【新規】	2(2)人	2人	2人	2人
実利用者数		240(223)人	240人	240人	240人

※()の数値は9月までの実績です。

※機能強化事業を実施しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
障害者相談支援事業	3(3)箇所	3箇所	3箇所	3箇所	広域で実施
実利用者数	318(289)人	338人	360人	380人	

※()の数値は9月までの実績です。

※全ての事業所で、機能強化事業を実施しています。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針

令和8年度末までに、次の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等の多様化やサービス提供事業所の実情に応じ、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取り組みます。また、障害福祉サービスの利用状況の把握・検証及び給付費の不正請求及び過誤請求を無くすための取り組み等を実施することにより適正化を図り、障害福祉サービスの質を向上させるための体制を構築します。

活動指標

項目	数値	備考
県が開催する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	8人	障害福祉班職員が年1回参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	12回	月1回実施



(8) 発達障がい者等に対する支援

保健・医療・教育・福祉・就労等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から継続した支援と適切な情報提供ができるよう取り組んでいきます。

市が設置する児童発達支援事業所旭市こども発達センターにおいて、発達障がいのある子どもを持つ保護者等が、障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、専門職による支援プログラムを実施するなど支援体制の充実と強化を図っていきます。

また、保護者等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場を設け、ピアサポート活動の支援を行っていきます。

活動指標

項 目		数 値	備 考	
発達障がい者等への支援	ペアレントプログラムや、ペアレントトレーニング*等の支援プログラム等の実施状況	受講者数 (保護者)	152人	支援者、専門職、嘱託医による実施
		実施者数 (支援者)	48人	支援者、専門職、嘱託医による実施
	ペアレントメンター*の人数		1人	
	ピアサポート活動への参加人数		50人	年10回開催

*ペアレントトレーニング：

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の具体的な養育スキルの獲得やストレスの低減、子どもの行動変容を目的としたトレーニング。

*ペアレントメンター：

発達障がいのある子どもを育てた経験を持つ保護者で、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者の相談・助言を行う。



2. 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保の方策

（実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行う。）

本計画における各サービスの利用者数の見込量を算出しました。算出にあたっては、前計画の実績と利用の推移等を個々に検証したうえで、国の定める基本指針を踏まえ定めています。

障がいのある人の状況に応じたサービス提供が行われるよう、相談支援専門員及びサービス提供事業所と連携を図り、より充実したサービス提供に向けた取り組みを推進します。

■（参考）利用者数とニーズ

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援
実利用者数 (令和5年3月)	82人	2人	7人	2人	0人
ニーズ(人数)	107人	2人	7人	3人	0人

	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続支援 (A型)
実利用者数 (令和5年3月)	188人	0人	6人	10人	5人
ニーズ(人数)	215人	0人	8人	12人	10人

	就労継続支援 (B型)	就労定着 支援	療養介護	短期入所 (福祉型・医療型)	自立生活 援助
実利用者数 (令和5年3月)	141人	8人	7人	19人	2人
ニーズ(人数)	158人	8人	8人	70人	2人

	共同生活 援助	施設入所 支援	計画相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	地域相談支援 (地域定着支援)
実利用者数 (令和5年3月)	104人	57人	483人	1人	1人
ニーズ(人数)	116人	67人	483人	1人	2人

	児童発達 支援	医療型児童 発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援	障害児相談 支援
実利用者数 (令和5年3月)	51人	0人	103人	1人	0人	202人
ニーズ(人数)	71人	0人	135人	17人	1人	207人

※計画相談支援・障害児相談支援については、令和4年度の実利用者数及びニーズ

(1) 訪問系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
居宅介護	障害支援区分1以上（障がい児の場合はこれに相当する心身の状態）の人	自宅での入浴や排泄、食事等の身体介護、洗濯や掃除、調理等の家事援助や生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障害支援区分4以上の障がい者のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>(ア) ①二肢以上に麻痺がある ②障害支援区分の認定調査項目のうち歩行、移乗、排尿、排便のいずれも支援が不要以外と認定</p> <p>(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上</p>	食事や排泄などの身体介護、調理や洗濯などの家事援助、コミュニケーション支援、外出時における移動介護などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人であって、同行援護アセスメント票の項目中、視力障がい、視野障がい及び夜盲のいずれかが1点以上であり、かつ、移動障がいの点数が1点以上（障がい児の場合は、これに相当する心身の状態）の人	視覚障がいがある人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護を行う。
行動援護	<p>知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者のうち以下のいずれにも該当する人</p> <p>①障害支援区分3以上 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児の場合はこれに相当する心身の状態）</p>	自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事の介護等、その他行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	<p>意思疎通を図ることに著しい困難を有する人であって、障害支援区分6（障がい児の場合、区分6に相当する心身の状態）に該当する人のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>(ア) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある障がい者のうち下記のいずれかに該当</p> <p>①人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ②最重度知的障がい者</p> <p>(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上</p>	居宅介護等複数のサービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を行う。

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
訪問系	居宅介護	79	82	84	87	実人/月
		1,121	1,215	1,276	1,339	時間/月
	重度訪問介護	3	3	3	3	実人/月
		846	1,174	1,174	1,174	時間/月
	同行援護	6	7	8	8	実人/月
		44	48	52	56	時間/月
	行動援護	2	3	3	3	実人/月
		19	25	28	31	時間/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	実人/月
		0	0	0	0	時間/月

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

サービス見込量は確保できるものと考えられますが、今後も訪問系サービスのニーズの増加が見込まれます。引き続き、利用者に寄り添ったサービス提供ができるよう、提供基盤の確保を図ります。

更に、利用者が安心して質の高いサービスが受けられるよう、従事者の研修等の充実を事業者働きかけます。



(2) 日中活動系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
生活介護	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>①障害支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上</p> <p>②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2（施設入所の場合は区分3）以上</p>	<p>障害者支援施設等において、主として昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供する。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p>	<p>期限を決めて、身体機能の維持・向上のために必要なリハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を行う。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>	<p>期限を決めて、日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練や、日常生活上の相談支援等を行う。</p>
就労選択 支援	<p>就労移行支援、または就労継続支援を利用する意向を有する障がいのある人、及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している障がいのある人</p> <p>※令和7年10月より段階的に開始予定</p>	<p>障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った支援を行う。</p>
就労移行 支援	<p>一般就労等を希望し、通常の事業者へ雇用されることが可能と見込まれる人であって、就労に必要な知識・技術の習得、就職先の紹介などの支援が必要な障がい者（利用開始時に65歳未満）のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>①企業等への就労を希望する人</p> <p>②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人</p>	<p>期限を決めて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。</p>
就労継続 支援 (A型)	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者（利用開始時に65歳未満）のうち以下のいずれかに該当する人</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人</p>	<p>利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。</p>

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労継続支援(B型)	就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者のうち以下のいずれかに該当する人 ①就労経験がある人で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人 ②就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③上記①、②に該当しない人であって、50歳に達している人など	一定の工賃のもとで継続した就労の機会の提供を受け、作業をしながら社会性を学び、雇用への移行を目指すための訓練や支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、就労を継続している期間が6か月を経過した障がいのある人 就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	生活面の課題に対し、企業や関係機関との連携調整や助言を行い、就労の継続ができるよう課題解決に向けて必要な支援を行う。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人 ①ALS*患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分6 ②筋ジストロフィー*患者または重度心身障がいのある人であって、障害支援区分5以上	主として昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を提供する。
短期入所	居宅において、その介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人 ①障害支援区分1以上の障がい者 ②厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児	障害者支援施設に短期入所させ、入浴、排泄、食事の介護等を提供する。

*ALS(筋萎縮性側索硬化症)：

筋肉に命令を伝達する神経に異常が起こり、命令が伝わらなくなり運動機能障がいを引き起こす難病

*筋ジストロフィー：

遺伝子の異常によって正常な筋肉が作られなくなり、筋力が低下し運動機能障がいを引き起こす難病



サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
日 中 活 動 系	生活介護	183	190	192	194	実人/月	
		4,240	3,504	3,539	3,574	人日分/月	
	重度障がい者の生活介護	※新規項目	105	106	107	実人/月	
		強度行動障がい	※新規項目	76	77	78	実人/月
		高次脳機能障がい	※新規項目	33	33	34	実人/月
		医療的ケアを必要とする人	※新規項目	8	8	8	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	1	1	1	1	実人/月	
		10	23	23	23	人日分/月	
	自立訓練（生活訓練）	1	3	2	1	実人/月	
		9	21	16	13	人日分/月	
	精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	※新規項目	3	2	1	実人/月	
	就労選択支援	※新規項目	-	1	1	実人/月	
	就労移行支援	7	12	12	12	実人/月	
		130	214	214	214	人日分/月	
	就労継続支援（A型）	6	7	7	7	実人/月	
		133	120	126	132	人日分/月	
	就労継続支援（B型）	158	170	183	196	実人/月	
		3,185	2,890	3,111	3,332	人日分/月	
	就労定着支援	9	8	7	6	実人/月	
	療養介護	7	7	7	7	実人/月	
	短期入所（福祉型）	17	17	20	25	実人/月	
		105	156	174	195	人日分/月	
重度障がい者の短期入所（福祉型）	※新規項目	13	15	19	実人/月		
	強度行動障がい	※新規項目	10	12	15	実人/月	
	高次脳機能障がい	※新規項目	4	4	5	実人/月	
	医療的ケアを必要とする人	※新規項目	4	4	5	実人/月	
短期入所（医療型）	3	2	2	2	実人/月		
	13	9	9	9	人日分/月		

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

※重度障がい者の生活介護及び重度障がい者の短期入所（福祉型）のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は内数であり、重複があります。

◆サービス見込量確保の方策

本市における障がい者施設等の状況からサービス量は確保できるものと考えられます。引き続き、利用者ニーズの動向及びサービス提供事業所の受け入れ状況等を継続的に注視し、効率的、効果的な支援が図られるよう、事業者の協力を得て、更なるサービス提供基盤の整備を図ります。

あわせて、サービス提供事業所間のネットワークを構築するなど、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する人や、医療的ケア等を必要とする人に対しても質の高いサービスが提供できるよう、充実した支援体制づくりを促進します。

(3) 居住支援・施設系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行し、居宅における自立した日常生活を営む上で支援が必要な障がい者	定期的な訪問や随時対応により状況を把握し、医療機関等との連絡調整や自立した日常生活を送るために必要な助言等を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者 ※身体障がい者については、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常的な相談、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の支援等を行う。
施設入所支援	主に夜間において、日常生活上の支援が必要な障がい者 ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上 ②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である人	主に、夜間に入所する障害者支援施設で、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の支援等を行う。

サービス名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
居住支援・施設系	自立生活援助	1	1	1	1	実人/月
	精神障がい者の自立生活援助	1	1	1	1	実人/月
	共同生活援助	106	110	117	124	実人/月
	精神障がい者の共同生活援助	44	50	53	56	実人/月
	重度障がい者の共同生活援助	※新規項目	18	19	20	実人/月
	強度行動障がい	※新規項目	13	14	15	実人/月
	高次脳機能障がい	※新規項目	7	7	8	実人/月
	医療的ケアを必要とする人	※新規項目	0	0	0	実人/月
施設入所支援	57	58	55	53	実人/月	

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

※重度障がい者の共同生活援助のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は内数であり、重複があります。

◆サービス見込量確保の方策

共同生活援助及び施設入所支援については、基本的に併用可能な日中活動系サービスと同様、サービス量は確保できるものと考えられます。引き続き、利用者ニーズの動向等を把握し、事業所と協力してサービス提供基盤の確保を図ります。

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援を新規または継続して利用する人	障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行う。
地域移行支援	施設に入所している障がい者や病院に入院している精神障がい者で、地域生活への移行のための支援が必要な人	退所・退院後の住居の確保、その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	地域において単身で生活している障がい者や、家庭の状況により同居している家族から支援を受けられない障がい者等	単身で生活している人等との間に常時の連絡体制を確保し、緊急時などに相談等を行う。

サービス名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
計画相談支援	121	123	127	131	実人/月
地域移行支援	0	1	2	3	実人/月
精神障がい者の地域移行支援	0	1	2	3	実人/月
地域定着支援	2	2	3	3	実人/月
精神障がい者の地域定着支援	2	1	2	2	実人/月

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

今後も、相談支援サービスの利用量の確保ができるよう、新たな事業者の参入を積極的に働きかけ、サービスの提供基盤の拡充を図ります。また、指定相談支援事業所には、サービス等利用計画の作成に係る技術向上等についても支援ができるよう体制の整備を図ります。

地域移行支援や地域定着支援については、関係機関と連携を図り、障がい者の地域移行・地域生活を支える体制整備を促進するとともに、新たな事業者の参入を促していきます。

(5) 自立支援医療及び補装具

① 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の利用者負担を軽減する公費負担医療制度で、精神通院医療、更生医療、育成医療で構成されます。利用者負担については、医療費の1割負担となります。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない負担上限月額が設定されています。

○ 精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。支給認定は、県が行います。

○ 更生医療（18歳以上）

身体障害者手帳を所持し、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行います。支給認定は、市町村が行います。

○ 育成医療（18歳未満）

障がいに係る医療を行わないと、将来障がいを残すと認められる疾患等がある人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行います。支給認定は、市町村が行います。

② 補装具

平成28年5月の障害者総合支援法改正により、補装具費は、購入、修理の支給に加え、借受けに係る費用が支給対象となり、平成30年4月から施行されました。利用者負担額については、1割の定率負担となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限月額が設定されています。また、市独自の負担軽減として、障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき、低所得者に対し、利用者負担額の2分の1の助成を行います。



(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）が定められていますが、これに限らず市の判断により、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業（任意事業等）を実施することができることとなっています。そこで、障害者総合支援法に規定する個別給付事業と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応や突発的なニーズへの対応等、柔軟な形態により創意工夫の下に効果的・効率的な実施を図ります。また、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めることができるよう努めます。

◆事業内容と見込量

【 必須事業 】

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去し、障がい者等の理解を深めるため、研修及び啓発活動を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	1(1)事業	1事業	1事業	1事業

※（ ）の数値は9月までの実績です。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等とその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ります。またピアサポート活動支援では、障がい者等が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動を支援していきます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	2 (2) 事業	2 (2) 事業	2 (2) 事業	2 (2) 事業
ピアサポーター派遣回数	22 (10) 回	24 回	24 回	24 回
ピアサポート個別相談回数	12 (6) 回	12 回	12 回	12 回

※ () の数値は9月までの実績です。

③ 相談支援事業

障がい者及び、障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。

なお、見込量については、25ページ(6)相談支援体制の充実・強化等に記載しています。

基幹相談支援センター

- ・障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援
- ・地域移行、地域定着の促進の取り組み
- ・地域の相談支援体制の強化の取り組み
(相談支援事業所への指導助言・人材育成・連携強化)
- ・権利擁護に係る支援(成年後見制度利用支援)
- ・障害者虐待防止センター事業(通報受理・相談等)
- ・障害者差別に関する相談窓口
- ・地域自立支援協議会の運営支援
- ・地域生活支援拠点の相談支援の中核を担う取り組み(拠点コーディネーター配置)

障害者相談支援事業

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- ・社会資源を活用するための支援(支援施策に関する助言・指導等)
- ・社会生活の能力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として地域自立支援協議会の活用を更に進めます。

地域自立支援協議会は、市が運営主体となり、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育、雇用等の関係機関、障がい当事者団体等を構成員としています。地域自立支援協議会では概ね次のようなことを行っています。

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・本市における相談支援体制の整備状況やニーズ等の把握
- ・地域の社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・個別事例から地域課題及び支援体制の検討

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用な知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。また、地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関の設置や体制整備に関する検討を進めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	4 (2) 人	5 人	6 人	7 人

※ () の数値は9月までの実績です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（広域で実施）

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	1 (1) 事業	1 事業	1 事業	1 事業

※ () の数値は9月までの実績です。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がいの特性に配慮し、障がい者等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、情報の十分な取得利用や意思疎通の円滑化を図ります。また広く周知をすることにより、ニーズの把握及び利用を促進します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	4 (4) 人	4 人	5 人	5 人
延べ件数	50 (30) 件	50 件	55 件	55 件

※ () の数値は9月までの実績です。



⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。給付品目および基準額については随時見直し・検討を行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マット等)	5 (3) 件	5 件	5 件	5 件
自立生活支援用具 (入浴補助用具、便器等)	15 (7) 件	15 件	15 件	15 件
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	10 (6) 件	10 件	10 件	10 件
情報・意思疎通用具 (点字器、ポータルコーダ等)	10 (1) 件	10 件	10 件	10 件
排泄管理支援用具 (ストマ装具、紙おむつ等)	2,000 (1,085) 件	2,005 件	2,010 件	2,015 件
住宅改修費	1 (1) 件	1 件	1 件	1 件

※ () の数値は9月までの実績です。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（広域で実施）

手話で日常会話を行うために、必要な手話語彙及び手話表現技術を習得するための研修を行い、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員を養成します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	1 (1) 事業	1 事業	1 事業	1 事業
実参加者数	10 (5) 人	10 人	10 人	10 人

※（ ）の数値は9月までの実績です。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。原則として障害福祉サービスや介護保険制度が利用できる場合には、その利用を優先します。

契約事業所は概ね充足していますが、引き続き事業所の確保と、利用者のニーズに応じた利用調整に努めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実事業所数	8 (8) 事業所	8 事業所	8 事業所	8 事業所
実利用者数	65 (65) 人	67 人	69 人	71 人
延べ利用時間	7,810.0 (3,905.0) 時間	8,230.0 時間	8,650.0 時間	9,070.0 時間

※（ ）の数値は9月までの実績です。



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、通所により便宜を供与する基礎事業に加え、本事業の機能を充実強化し、障がいのある人などの地域生活支援の促進を図るため、以下の事業を実施するものです。

○地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業をあわせて実施または委託を受けていることを要件とします。1日当たりの実利用人員は概ね20人以上です。

○地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人員は概ね15人以上です。

○地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが要件となっています。自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。1日当たりの実利用人数は概ね10人以上です。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ⅰ型	実施箇所数	1(1)箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	25(21)人	26人	28人	30人
Ⅱ型	実施箇所数	0(0)箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	実利用者数	0(0)人	0人	0人	0人
Ⅲ型	実施箇所数	1(1)箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	7(6)人	7人	7人	7人

※（ ）の数値は9月までの実績です。

【 任意事業 】

⑪ 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。令和5年度より家族等による自宅での入浴が困難な障がい児も利用が可能です。

契約事業者は、看護師または准看護師及び介護職員を従事者とし、利用者の衛生面や年齢、健康状態に合わせた入浴サービスを提供します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	3 (2) 人	5 人	5 人	5 人

※ () の数値は9月までの実績です。

⑫ 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者や障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。原則として障害福祉サービスや介護保険制度が利用できる場合には、その利用を優先します。

契約事業者は概ね充足していますが、引き続き事業所の確保と、利用者のニーズに応じた利用調整に努めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	29 (28)箇所	29 箇所	29 箇所	29 箇所
実利用者数	67 (62) 人	70 人	73 人	76 人
延べ利用回数	6,580 (3,267) 回	6,918 回	7,256 回	7,594 回

※ () の数値は9月までの実績です。

⑬ 知的障害者職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を身につけるとともに、雇用促進と職場における定着性を高めことにより、自立更生を図ります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	1(0)人	1人	1人	1人

※（ ）の数値は9月までの実績です。

◆各事業の見込量の確保のための方策

地域生活支援事業については、サービスの担い手として多様な事業者の参入が期待されるではありますが、本市における事業実績等を勘案し、委託先として適切な事業者を選定しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、地域生活支援事業の多くは補助金を財源とすることとなりますが、国が確保した予算が前年度の事業実績などの要素で按分され、各都道府県及び市区町村に配分されます。こうした仕組みであるため、補助金のみにより上記の事業に対する費用として十分であるか不透明でもあります。そこで、市は実施主体として必要な予算を確保するなどの措置を講じます。



(7) 障害児通所支援等

障がい児の支援については、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス及び日中一時支援、移動支援等の地域生活支援事業の利用量を確保します。そして、サービスに隙間が生じないように体制整備及び関係機関との連携を強化します。

また、共生社会の形成促進の観点から、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、障がい児及びその家族に対し身近な地域で提供する体制の構築を図ります。

特にニーズが高まっている児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、既存の児童発達支援センター等関係機関との連携により、更なる事業充実を図ります。また、市が設置する旭市こども発達センターについても、運営強化を図っていきます。あわせて保育機関等との連携を強化し、保育所等訪問支援を促進するため相談支援事業所に働きかけます。

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応ができるよう支援を行う。 （令和6年4月、肢体不自由児を対象としていた医療型児童発達支援が一元化）
放課後等 デイサービス	就学中の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）	放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練、社会的交流の促進を図ることができるよう支援を行う。
保育所等訪問 支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）であって、保育所等で専門的な支援が必要な障がい児	障がい児の通う保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う。
居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
障害児相談支援	障害児通所支援等を新規または継続して利用を希望する障がいのある児童の保護者	障がいのある児童（発達障がい児を含む）の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に利用状況のモニタリングを行う等の支援を行う。

■障がい児支援のためのサービス

サービス名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
児童発達支援	50	62	74	89	実人/月
	273	315	371	438	人日分/月
放課後等デイサービス	114	133	155	179	実人/月
	1,405	1,445	1,604	1,781	人日分/月
保育所等訪問支援	3	2	2	2	実人/月
	3	2	2	2	人日分/月
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	実人/月
	1	5	5	5	人日分/月
障害児相談支援	66	95	118	147	実人/月

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

サービス内容やサービス提供事業所の周知を進め、身近な地域での支援や特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。特に利用者が増加傾向にある児童発達支援、放課後等デイサービスについては、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図るとともに、市外事業所の利用や新規事業者の参入促進に努めるなど、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。



1. 関係機関との連携強化

各種障がい者施策の展開及び施設の設置については、千葉県が定める障害保健福祉圏域内の各自治体と調整を図り、より効果的・効率的なサービスを提供します。また、障がい者団体やボランティア団体、教育機関、サービス提供事業所、保健・医療機関、民生委員・児童委員等様々な関係機関との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすい社会づくりを推進します。更に、障がい福祉分野だけでなく高齢者福祉や児童福祉等、分野横断で取り組みながら包括的な支援体制を構築します。

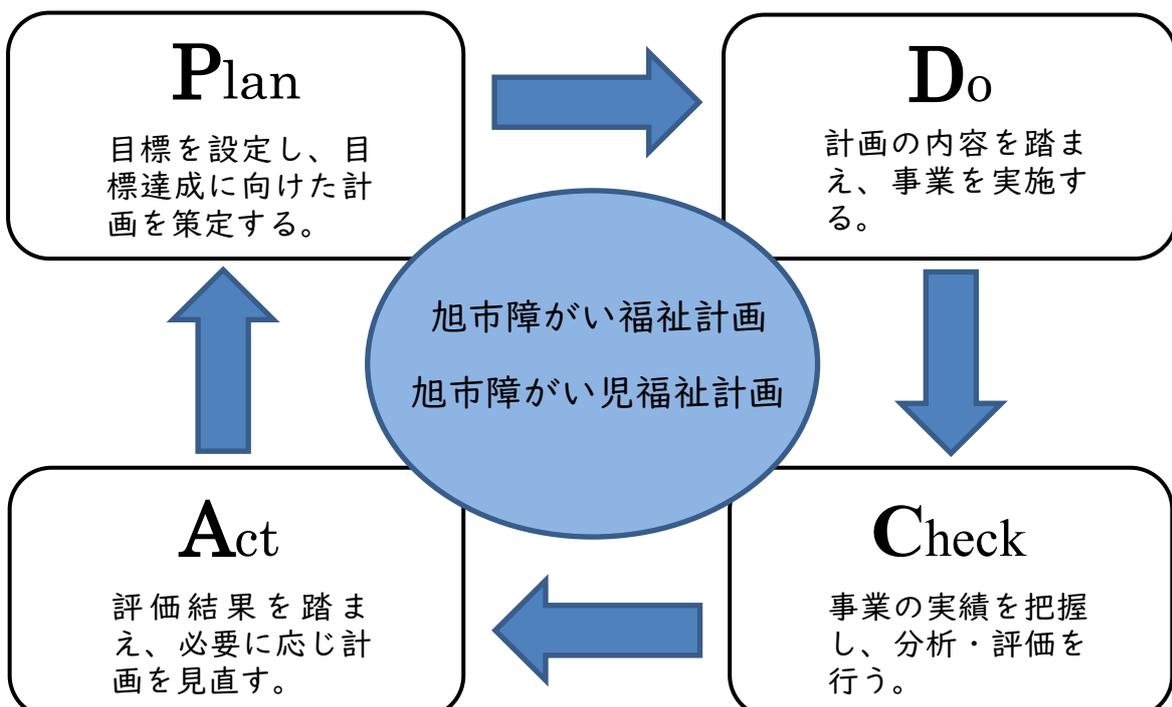
国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 計画の推進・評価体制

本計画の円滑な推進を図るため、地域自立支援協議会において、計画の進捗状況や効果を定期的に評価し、計画の着実な推進に努めます。なお、市民からの相談や苦情、サービス提供事業所からの意見などについて、評価につながる貴重な意見として集約し、地域自立支援協議会に報告します。

また、庁内推進体制の整備として、関係各課での情報の共有化など緊密な連携を図り、総合的な推進体制の充実に努めるとともに、定期的に進捗状況の評価・検証を行います。

■「PDCAサイクル」に基づく進行管理



第7期旭市障がい福祉計画・第3期旭市障がい児福祉計画

発行・編集：旭市社会福祉課

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

TEL 0479-62-5351 / FAX 0479-62-2170

